選挙運動用自動車燃料売買契約書

　買主（候補者名）　　　　　　　　　を甲とし、売主　　　　　　　　を乙として、甲乙両当事者間において、令和６年４月２１日執行の扶桑町長選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

１　乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第９３条の規定により扶桑町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を扶桑町長に対し請求するものとする。

　(1) 燃料の種類

　(2) 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

　(3) 期　　　間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

２　売買代金は、１ﾘｯﾄﾙにつき金　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　円）とする。ただし、総契約量　　　ﾘｯﾄﾙ、総額金　　　　　　円の範囲内とする。

３　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　買　主　　住所

　　　　　　　　　　　氏名（候補者）　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　売　主　　住所

　　　　　　　　　　　氏名（名称及び代表者氏名）　　　　　　　　　　印

備　考

　１　燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。

　２　売主が扶桑町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

　３　売主が法人の場合は、代表者印を押印すること。